



平成24年4月23日
内閣府（防災担当）

「噴火時等の避難に係る火山防災対策懇談会」 （第3回）議事概要について

1. 検討会の概要

日時：平成24年3月27日（火）10：30～12：30

場所：中央合同庁舎5号館3階 内閣府防災A会議室

出席者：田中座長、荒牧、新谷、池辺、池谷、石川、石原、岩田、香取、田鍋、藤井、
山崎各委員 他

2. 議事概要

「指針」を踏まえた火山防災対策の推進のため、関係省庁の取組状況、各火山の火山防災対策の取組状況等について事務局より説明を行い、各委員に御議論いただいた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

（主な意見）

- 気象庁が発表する噴火警報の中で、具体的に避難の呼びかけについて言及することについては、災害対策基本法に定められている市町村長による避難の呼びかけとの役割を整理する必要がある。
- 気象庁が発表する噴火警報の中に市町村単位で警報対象地域を記載することは、その自治体全体が危険であるかのようなイメージを与える可能性がある。情報の発表に当たっては、地元の市町村や地域住民との調整が必要である。
- 地方公共団体にとって、市町村単位で警報対象地域が記載されている噴火警報は有用であると考えますが、まずは地方公共団体向けの情報として提供することを検討した方がよい。
- 住民が知りたいのは避難すべき場所であり、噴火警報の中にきめ細かく警報対象地域が記載されることは望ましいが、事前に気象庁と地方公共団体との間で十分調整をとる必要がある。
- 情報の意図を住民に正しく伝えることが最も重要である。最も危険が迫っている住民が今すぐ山から離れる必要がある事を理解できる内容にすべきことを念頭に、法律や手順の問題を整理すべきである。
- 発災時の避難対策について、様々な時間スケールの異なる災害に対して、同じ災害対策基本法の枠組みで対応することの妥当性についても議論が必要である。
- 国からの情報を受けて市町村長が避難勧告などの判断をしては間に合わない災害については、一番リスクを把握している気象庁や国土交通省等の情報の出し手が直接避難を促すことができる仕組みが必要である。

- 避難を促す地域の判断については、土地勘のある地方公共団体に頼らざるを得ず、気象庁と地方公共団体との連携が不可欠である。
- 避難対象地域の決定に時間を費やさないように、情報の出し手が市町村長の避難に係る判断の助けとなる情報も出していく必要がある。情報の出し手は情報に込められている切迫感と危機感をどのように地方公共団体と住民に伝えるのか検討すべきである。
- 適切に避難対応をとるためには、まず、噴火の前に火山活動の状況がある程度把握できる観測体制が必要であり、得られた情報をもとに取るべき対応を検討する火山防災協議会の体制が必要である。
- 国が発表する情報を地方公共団体が理解し、住民が理解できる避難情報を発表できるように、火山防災協議会が成熟しなければならない。その一方で、情報を見て避難の要否を判断できる成熟した住民組織の自主避難を妨げないような体制であるべきである。
- 住民の命と財産を守ることが市町村の役割であり、現行の災害対策基本法に基づき市町村長が避難の判断を下すことは合理的であると考ええる。その上で、地方公共団体の情報を理解し住民に伝える力の向上と、住民の情報を理解し行動に移すことができる火山防災リテラシーの向上が重要であると考ええる。
- 教育の分野において、防災教育の充実を図るなど、情報の出し手の在り方の議論とともに、情報の受け手の在り方についての議論も必要である。
- 噴火のリスクが高い地域において火山防災協議会の設置が進んできたところだが、今後は設置が進まない地域についてどう対処していくか検討すべき段階に来たと考えている。
- 国が出した情報が必ずしも情報の受け手である住民に正確に伝わっていないと感じている。地域において、出された情報を理解し、住民にわかりやすく正確に伝えることができる人材が必要である。
- 噴火の兆しが見られない地域では、防災活動の活発化による風評被害を懸念する風潮がある。このような地域では、火山防災協議会は、まず、住民に火山を知ってもらう取組を進める必要がある。
- 住民に火山を知ってもらうために、防災と教育と観光を同時に推進するジオパークの取組は有効であり、今後継続していくべき取組である。
- 「火山防災対策の推進に係る検討会」での検討でも、火山防災対策の推進のためには、火山専門家も加わった成熟した火山防災協議会の存在が不可欠であることが強調されている。
- 的確な噴火警報を出すためには、気象庁や関係機関による火山の監視・観測体制の充実と、噴火が迫っている場合にその火山に張り付いて調査・観測ができる体制の整備が不可欠である。
- インドネシア等、他国の火山防災体制も参考にしながら、国としての火山防災体制の在り方について検討する必要がある。
- 「監視・観測体制の充実等の必要な 47 火山」については、火山噴火予知連絡会が限られた財源の中で優先度をつけて観測網の整備を推進するために選定したものであり、47 火山のみに限定して火山防災対策を進めてしまわないように注意する必要がある。
- 防災の取組は将来発生し得る災害に備える姿勢が基本である。「噴火の切迫性が感じられない」ことが火山防災協議会の設置が進まない理由というのは残念なことである。
- 観光推進を優先し防災教育が後回しになることがないように注意する必要がある。
- 火山防災協議会等連絡・連携会議（仮称）の取組として、火山専門家から各地域の防災担当者に火山災害に関する知見を提供する機会が必要である。
- 各火山の火山防災協議会の取組に火山専門家が参画する必要があるが、火山専門家のポストが少なく、火山専門家を育成できない状況にある。まずは、長期間を要する火山防

- 災の専門家の育成に取り組むべきであり、火山専門家のポストの拡充が急務である。
- 日本では各火山の過去の火山活動履歴に関する調査が充分に行われていないため、各火山の噴火する可能性を評価し、噴火が切迫している火山を抽出することは非常に難しい。
 - 国としては、防災の基礎となる観測や調査研究は継続しなければならない。また、今後の火山の調査・研究の方向性や、火山の観測・監視及び調査研究体制の在り方についても検討すべきである。
 - 事前に避難対応を行うためには、地元根付いた観測体制を維持するための継続的な財源措置が必要である。
 - 火山ハザードマップの整備について、地方公共団体の意識付けやインセンティブを与えるためには財源の確保が必要である。検討会取りまとめを踏まえ、関係機関の御協力をお願いしたい。
 - 各地方公共団体における地域防災計画の検討において、観光地の安心安全という観点が必要であるため、防災部局と観光部局との連携についても、検討すべき課題であると考えている。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（調査・企画担当）付企画官 西口 学

同参事官補佐 河内 清高

同主査 新原 俊樹

TEL : 03-3501-5693（直通）